

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査結果の措置報告を受けましたので、次のとおり公表します。

平成 21 年 3 月 30 日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 安部 啓治

記

1 平成 17 年度定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
職員互助会について	<p>「太宰府市職員の共済制度に関する条例」第 3 条第 2 号には市負担金としており、「太宰府市職員互助会運営に関する規則」第 5 条には市長に補助金交付申請書を提出しなければならないとしている。</p> <p>支出については、「4 節共済費」ではなく 19 節負担金、補助及び交付金」とすべきである。</p>	総務・情報課	平成 20 年 10 月 8 日	市負担金については、一定率による場合は 4 節共済費から、一定額の場合は 19 節負担金からという解説に従っており、ご理解いただきたい。

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
職務専念義務免除の取扱いについて	職務専念義務免除については、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により実施しているが、勤務時間を割り振らない日を職免扱いとしていたものや制度の趣旨にそぐわない運用が見受けられた。適正な事務処理をされたい。	総務・情報課	平成 20 年 10 月 8 日	「職務専念義務免除願」の様式の見直しを行い、適切に対応していく。
不納欠損処分について	市税等の不納欠損処分については、「地方税法」第 18 条第 1 項及び「地方自治法」第 236 条第 1 項の規定により時効となったことを理由に処分しているが、時効起算日、時効完成日の誤り及び財産の差押等の不納欠損処分に不適切と思われるものが見受けられた。 また、時効完成に至っていない法人市民税 1 件を不納欠損処分としているものがあった。 適正な事務処理をされたい。	特別収納課	平成 20 年 10 月 9 日	不納欠損処分の時効消滅については、法定納期限に基づいて執行しており、特別収納課としては定められた法定納期限は正しいという認識の下、処理を行っている。また、指摘事項の法人市民税については、法定納期限が平成 12 年 4 月 12 日であることから、時効完成日は平成 17 年 4 月 13 日となる。このことを賦課担当課の税務課に伝え、法定納期限の設定を確実にされるよう伝えている。
滞納整理体制について	平成 15 年 10 月の機構改革において、特別収納課が設置されたが、収納事務の重複や滞納者に対する納税相談に十分な時間が取れないなど効率的な事務になりえていないと思われる点が見受けられた。 効率的な事務が執行されるよう検討されたい。	納税課 特別収納課	平成 20 年 10 月 9 日	今回の機構改革での統合を行うよう要望している。 滞納整理体制については、「機構改革で納税課と特別収納課を統合する。料については、福祉行政の面、受益者負担、サービス制限等から滞納処分の取り扱いが異なるため担当課へ移管する。特別収納課を納税課滞納整理係りとする。」ことを提出している。

2 平成 17 年度行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
防火管理者について	防火管理者については、「消防法」第 8 条第 1 項の規定により当該防火対象物について防火管理上必要な業務を行うことから、その施設の職員を選任されたい。また、人選に当たっては、「消防法施行令」第 3 条の規定により管理的又監督的な地位にあるものを選任されたい。	保健センター	平成 20 年 8 月 6 日	保健センターの防火管理については、いきいき情報センターに包括されることから平成 20 年 4 月 1 日にいきいき情報センター所長を防火管理者に選任し、平成 20 年 4 月 22 日に太宰府消防所長に届け出た。
		人権政策課	平成 20 年 10 月 6 日	女性センタールミナスについては、館長を選任し所管消防署に届出済。
		生涯学習課	平成 20 年 7 月 17 日	体育センターの防火管理者については、指定管理者エルベック、北谷運動公園については文化スポーツ財団から選任している
防火管理者及び消防計画について	南体育館においては、「消防法」第 8 条に規定する防火対象物であるが、防火管理者を選任していない。また、同条に基づく消防計画を定めていない。早急に改善され、消防法に定められた各規定を順守されたい。	人権政策課	平成 20 年 10 月 6 日	平成 18 年 6 月 20 日防火管理者の選任届を完了。消防計画については、平成 21 年 2 月に南体育館及び人権センター、南保育所の合同避難訓練を実施予定している。消防署への届出を含めて現在協議調整中である。
避難訓練について	避難訓練については、設置後実施していない。「消防法施行規則」第 3 条第 11 項及び消防計画に基づき年 2 回以上実施されたい。	保健センター	平成 20 年 8 月 6 日	保健センターについては、消防署の協力を得て、いきいき情報センター内施設関係者（保健センター含）に対して、防災意識の高揚、災害時への備えの講義、消火器取り扱い訓練を行った。
		人権政策課	平成 20 年 10 月 6 日	女性センタールミナスについては、防火管理者に避難訓練の実施に向けての指導を行った。ルミナスの避難訓練の実施に伴う、消防計画書の作成を行っている。

		人権政策課	平成 20 年 10 月 6 日	南隣保館、南児童館及びデイサービスいこいの家の防火管理者については、平成 20 年 9 月 5 日選任届を完了し、平成 21 年 2 月に合同避難訓練を実施する。
避難訓練等の届出について	避難訓練等の実施にあたっては、「消防法施行規則」第 3 条第 12 項の規定により、防火管理者は消防署長に事前の届出をされたい。	保健センター	平成 20 年 8 月 6 日	保健センターについては、消火器訓練を行うにあたり防火管理者が消防署長に届け出た。
		人権政策課	平成 20 年 10 月 6 日	女性センタールミナスについては、隣接施設である社会福祉協議会(老人福祉センター)との合同による避難訓練を来年度からの実施に向け、消防署への事前届け出を含め現在協議調整中である。
		人権政策課	平成 20 年 10 月 6 日	平成 21 年 2 月に合同避難訓練を実施する。防火管理者から消防署長に消防計画書等を事前に届け出をする。
園児の安全確保について	五条保育所においては、避難用らせん階段が腐食しているので、園児の安全確保について検討されたい。	子育て支援課	平成 20 年 7 月 14 日	補修工事を完了した。今後とも、常日頃から施設・設備の安全確認を実施する。

3 平成 18 年度定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
支出事務処理について	支出事務処理の遅延(請求書受領から支払まで 30 日以上経過)により「支払遅延防止法」に抵触している事例が 5 月支払分で 7 件あった。法令等の定めに沿った迅速な事務処理をされたい。	学校教育課	平成 20 年 7 月 15 日	各小中学校に事務処理の迅速化及び支払遅延防止法の法令順守についての通知を行った。
単価契約について	<p>給食用食器購入にあたり、1 件(10 枚)あたりの単価の額が、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(規則で定める金額以下)に該当するとして随意契約を行っている。</p> <p>「地方財務実務提要」(地方自治制度研究会編集)によると、単価契約の締結方法についてはあらかじめ発注数量が分かっているものはその数量によって算出される予定総支出額が、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(規則で定める金額以下)を超える場合については随意契約の方法は適当でないとされている。</p> <p>契約方法の見直しを検討されたい。</p>	学校教育課	平成 20 年 7 月 15 日	平成 19 年度より契約方法を随意契約から入札とした。

4 平成 18 年度行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
資金前渡金の保管について	現金の保管については、庁舎内及び庁舎外ともに最も確実な保管方法を検討されたい。	秘書広報課	平成 19 年 4 月 20 日	現金の保管については、会計課金庫に保管する方法が最も確実と判断する。
預金の利息について	生活保護費の利息は通帳に記載されていたが収納事務を行っていなかった。利息については、適正な事務処理をされたい。	福祉課	平成 19 年 5 月 7 日	本年から 8 月及び 2 月の預金利息には、利息額を確認し、速やかに、会計課に報告し収入調定をしてもらう。
		会計課	平成 19 年 5 月 14 日	普通預金の利息基準月にもれがないよう連絡をとってさらに指導を強化していく。
現金出納簿の整備状況について	現金出納簿を備えていない課にあっては、会計事務規則第 132 条の規定に沿った事務処理をされたい。	秘書広報課	平成 19 年 4 月 20 日	実務に即した合理的な内容となるよう、会計課に会計事務規則の改正を提案した。
現金出納簿の事務処理について	自動車通行料、行旅人扶助費については、月単位の収支状況が明記されていなかった。	福祉課	平成 19 年 5 月 7 日	本年 4 月分から、現金出納簿の様式を変更又は様式追加を行い収支関係が分かるよう処理を行なう。
	市長交際費、自動車通行料、自動車駐車料については、管理簿をパソコン管理しているので事後決裁となっていた。	秘書広報課	平成 19 年 4 月 20 日	パソコン管理とせずに、1 件 1 件決裁をとるようにする。
プリペイドカード等の出納事務及び管理について	年度毎に貸出簿を作成していない。	福祉課	平成 19 年 5 月 7 日	年度毎に貸出簿を作成した。
	プリペイドカード等の管理については、規定が整備されていない。また、指導及び統括する課が不明確である。	財政課	平成 19 年 5 月 9 日	物品及び有価証券の管理に関することは会計課業務であるため、会計課でプリペイドカード等の管理に係る規定の整備を図り、指導及び統括することとなった。まず、今回の監査結果を受けてプリペイドカード等の取扱いについて会計課から各課に通知する。

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
プリペイドカード等の在庫管理について	都市高速回数通行券について、受払いの残数（在庫枚数）把握ができていなかった。	総務課	平成 20 年 10 月 8 日	回数券利用期間終了し残回数券についても払戻し完了

5 平成 19 年度定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
旅費の精算について	<p>旅費の精算の際に、領収書を添付することなく精算し、その領収書を破棄している事例があった。旅費の精算にあたっては、「太宰府市職員の旅費に関する条例の運用方針等について」（平成 19 年 4 月 1 日総務課長通知）に基づいた適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、会計課においては、支出命令書の適正な審査を行うとともに、各課を指導されたい。</p>	観光・産業課	平成 20 年 7 月 7 日	「太宰府市職員の旅費に関する条例の運用方針等について」に基づき適正な事務処理を行っている。
		会計課	平成 20 年 7 月 10 日	旅費の取扱については、総務課と協議し、平成 19 年 5 月 15 日付及び平成 19 年 6 月 14 日付総務課長名による事務連絡で、旅行命令様式については平成 19 年 7 月 18 日付で総務課長名で各課長あてに文書通知を実施、その通知に基づき会計課は適正な審査及び指導を行う。
校正誤りによる不要な支出について	<p>太宰府万葉歌碑めぐりマップを平成 18 年度に作成しているが、校正漏れにより字句の誤りが生じたことから、平成 19 年度に訂正シールを作成し、貼付作業を行っている。このような unnecessary 支出や作業が生じないよう、校正にあたっては適正にされたい。</p>	観光・産業課	平成 20 年 7 月 7 日	校正にあたり回数及び確認者を複数とすることにより是正を行った。
行政財産使用について	<p>太宰府観光協会が太宰府館の一部を使用しているが、太宰府市公有財産規則に定める手続きがとられていない。行政財産の使用許可にあたっては所定の手続きによることとされたい。</p>	観光・産業課	平成 20 年 7 月 7 日	太宰府市公有財産規則の規定に基づき手続きを行った。

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
事故繰越の事務処理について	平成 18 年度事業として観光イラストマップ(日本語版)の作成をするために 596,400 円の契約を締結していたが、平成 19 年度に 596,000 円の事故繰越を行っている。事故繰越の事務処理にあたっては適正にされたい。	観光・産業課	平成 20 年 7 月 7 日	今後、再発しないよう課内で確認を行った。適正な予算執行に努め、平成 19 年度から平成 20 年度への繰越は行わなかった。
大宰府館を担当する職員の勤務時間等について	大宰府館を担当する職員は週休日及び休日にも勤務し、その勤務した日については、通常勤務とすべき時間等を休みとしているが、週休日等の勤務命令及び振り替えの承認がなされていない。大宰府館を担当する職員の勤務の状況は常態化していることから、その勤務時間については、「大宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に沿った取り扱いとされたい。 総務・情報課においては所管課として指導されたい。	観光・産業課	平成 20 年 7 月 7 日	「大宰府市地域複合活性化施設大宰府館の管理運営事務に従事する職員の勤務時間等に関する規則」を制定し是正を行った
		総務・情報課	平成 20 年 10 月 8 日	大宰府館を所管する観光・産業課と協議を行い、平成 20 年 5 月 29 日付けをもって大宰府市地域活性化複合施設大宰府館の管理運営事務に従事する職員の勤務時間等に関する規則を制定した。
環境美化センター使用料について	使用料の徴収については、「地方自治法施行令」第 158 条第 1 項の規定による私人への徴収の委託に該当するが、「大宰府市会計事務規則」第 35 条第 1 項の規定による私人に委託した旨の告示、収入事務受託者であることを証する書類等の交付の手続きをしていない。	環境課	平成 20 年 9 月 25 日	契約書を改定し平成 20 年度より市職員において徴収する。

監査項目	監査結果	課名	報告年月日	措置状況
環境美化センター使用料について	徴収した使用料については、同規則同条第2項では、収入事務受託者は契約の定めるところにより公金機関に払い込まなければならないとあるが、市が領収書を発行し、出納員が払い込みをしている	環境課	平成20年9月25日	契約書を改定し平成20年度より市職員において徴収する。
環境美化センター使用料について	使用料の払込については、翌月に一括納入を行っており、現金の保管期間が長期に亘っている。「太宰府市会計事務規則」に沿った適正な会計処理をされたい。また、使用料については払込期日を定め、安全かつ確実な方法で保管されたい。	環境課	平成20年9月25日	使用料を1日から15日分を16日に払い込み、16日から31日分を翌月の1日に払込みするように定めた。
環境美化センター使用料について	会計課は所管課として、太宰府市会計事務規則に沿った適正な会計処理を指導されたい。	会計課	平成20年7月10日	指摘事項については、平成19年12月10日環境課長に文書を手交するとともに是正の方向性について意見を聞き、平成20年度から市職員による徴収に改めるとの口答回答を得る。
南体育館使用料について	会計課は所管課として、太宰府市会計事務規則に沿った適正な事務処理を指導されたい。	会計課	平成20年7月10日	指摘事項については、平成19年12月10日人権政策課長に文書を手交するとともに是正の方向性について意見を聞き、平成20年度から私人への出納事務委託契約を行っていくとの口答回答を得る。

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
契約事務について	随意契約の理由は明記しているが、随意契約とする根拠条文の各号に該当しない。	観光・産業課	平成 20 年 7 月 7 日	平成 20 年度から入札とした。
	契約執行伺い等契約関係書類が作成されていない。	市民課	平成 20 年 2 月 4 日	決済の順序を確認しながら、契約事務を進める。
出勤簿等提出書類について	出勤簿・年次休暇届等について、不適切な事務処理があった。	市民課	平成 20 年 2 月 4 日	「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、 「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び 「太宰府市職員服務規程」に沿った適切な処理を行った。

6 平成 19 年度行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
<p>会議の開催状況について</p>	<p>会議が開催されていない。附属機関としての存在意義を再検討し、積極的な見直しをされたい。</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>平成 20 年 12 月 25 日</p>	<p>太宰府市青少年問題協議会については、休止状態であるが、青少年問題（いじめ・非行問題等）が今日的課題となってきた今、関係機関が情報交換及び連携をしていく必要があるので存続させる。</p>
				<p>太宰府市自動販売機設置審議会については、条例廃止を起案したが現在、内山地区にある自販機の撤去に向けて民間で活動中の中に、行政が積極的に見直しをする時期ではなく、必要に応じて会議招集できるよう存続させる。</p>
				<p>太宰府市文化振興審議会については、文化振興指針答申から長く年月を経ているので、平成 21 年度に委員委嘱し、今日的な文化振興の方向について諮問する予定である。平成 21 年度当初予算に委員報酬、費用弁償の計上を要求した。委員委嘱にあたっては附属機関等の設置及び運営に関する要綱に沿う。</p>
				<p>太宰府市生涯学習推進協議会については、平成 20 年 9 月に委員委嘱し、生涯学習推進基本計画の進捗状況を報告した。今後も定期的に状況報告を行い生涯学習推進に助言、提言を受けていく。</p>
				<p>太宰府市スポーツ振興審議会については、平成 21 年度に委員委嘱し、スポーツ振興基本計画及び総合体育館</p>

				建設について諮問する予定である。平成 21 年度当初予算に委員報酬、費用弁償の計上を要求した。委員委嘱にあたっては附属機関等の設置及び運営に関する要綱に沿う。
				太宰府市学校施設開放運営協議会については、その役割を終えたことから、平成 20 年 10 月 1 日付けをもって廃止した。
要綱の遵守について	太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を遵守すること(女性委員の構成割合が35%に達していない)	文化財課	平成 20 年 10 月 20 日	太宰府市史跡対策委員会については、委員の構成が史跡地地元代表という理由から、女性委員の構成割合が少ない。
				太宰府市文化財専門委員会については、委員の構成が文化財の専門家という理由から、女性委員の構成割合が少ない。
要綱の遵守について	太宰府市委員公募要綱を遵守すること(委員を公募していない)	文化財課	平成 20 年 10 月 20 日	太宰府市史跡対策委員会については、史跡地地元代表を委員とする必要性から公募にはなじまない。
				太宰府市文化財専門委員会については、文化財を専門とする各分野の大学教授等を委員とする必要性から公募にはなじまない。
廃止、統合等の見直しについて	各附属機関の必要性を検証し、廃止、統合等の積極的な見直しを図ること	中央公民館	平成 20 年 10 月 22 日	太宰府市立公民館運営協議会については、平成 11 年に社会教育法改正により必置義務がなくなり、近年審議事項も発生していないため、平成 20 年 9 月議会にて廃止

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
廃止、統合等の見直しについて	各附属機関の必要性を検証し、廃止、統合等の積極的な見直しを図ること	税務課	平成 20 年 10 月 22 日	<p>都市計画税は昭和 59 年度より課税しているが、現在、税率などの改正は見込まれない状況である。しかしながら、都市計画税として課税しているので「都市計画税審議会」は必要である。また、今後、財政状況により「税率改正」の可能性もあり、審議会を存続するように考える。</p> <p>都市計画税審議会と税制審議会の統合については、現時点では税制審議会は「歴文税」に特化しており、都市計画税の特殊性（委員の選任等）から難しいと考える。</p>
		子育て支援課	平成 20 年 10 月 24 日	<p>太宰府市障害児保育指導委員会については、障害児の保育所の受入れは、それぞれの実情に応じて判断を行っており、本委員会は長期にわたって開催した実績がなく、また当分の間開催する予定がないため、関係例規の改正及び廃止を行った。</p>
		学校教育課	平成 20 年 10 月 20 日	<p>太宰府市立学校週 5 日制推進委員会については、学校週 5 日制はすでに定着したので、委員会を廃止した。</p>